

児童手当の現況届の手続きについて

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における所得や現在の状況などを記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届出の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。受給者の方は役場から個人通知を6月初旬頃発送しますので、内容をご確認の上必ず届出してください。

届け出期間：平成25年6月10日(月)～21日(金)

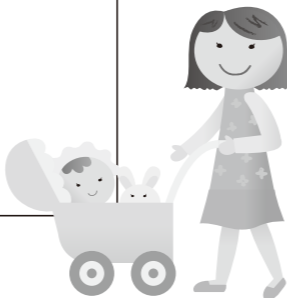
項目	新制度(24年6月分以降)
支給額(月額)	(所得制限未満) 3歳未満 1万5千円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 1万円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 1万5千円 中学生 1万円 (所得制限以上) 月額5千円(一律)
所得制限	あり ※詳しくは下表をご覧ください。



児童手当受給者の所得制限限度額表

(単位:万円)

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1



「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますのでご注意ください。
※この所得額を超えた場合は特例給付として児童1人当たり月額5千円を支給します。

お問い合わせ こども課 ☎889-7028

平成25年度認可保育園(所) 保育料再算定について

保育所入所決定当初の保育料は、仮計算されたものになります。平成24年分所得税等の確定に伴う保育料の再算定を行い、増額または減額となる世帯は、4月(または入所月)にさかのぼって変更となります。

保育料が変更になる場合の一例

- ・給与以外に収入がある方(不動産・雑収入等)
- ・平成24年中に土地や不動産を売却した収入がある方
- ・税申告内容に変更があった方…等

また、算定資料(源泉徴収票・税申告書写し等)が未提出の世帯は、正しい保育料が算定できませんので、お早めにこども課へご提出ください。



連絡先/南風原町役場 民生部 こども課 ☎889-7028

保育士(臨時・パート)職員募集

南風原町内の認可保育園では、保育士を随時募集しております。勤務条件等は各園へお問い合わせください。

	保育園名	電話番号	所在地
町立	宮平保育所	889-3920	宮平9
	津嘉山保育園	889-1336	津嘉山105
認可保育園	かねぐすく保育園	889-4378	新川160
	はなその保育園	889-3425	大名156-4
	若夏保育園	882-7800	津嘉山1667-9
	みつわ保育園	889-0767	喜屋武416-2
	さんご保育園	889-1768	本部434-44
	はえばる保育園	889-4259	津嘉山1208-1
	マイフレンズ保育園	888-2862	宮平372-1
	ていだ保育園	888-1945	宮平607-1
	なのはな保育園	888-0296	宮城52-1

介護保険料納付のお願い

65歳以上のみなさん、7月から 平成25年度介護保険料普通徴収の納付が始まります。

保険料の納めかたは、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つに分かれます。いずれの納めかたになるかは、老齢・退職(基礎)年金等の受給額などで決まります。特別徴収の方は、仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されます。

○特別徴収 = 年金から天引きされます。

【対象者】

◆老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方

【納めかた】

偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます。

○普通徴収 = 納付書で個別に納めます。

【対象者】

- ◆年度の途中で65歳になった方
- ◆年度の途中で他の市町村から転入した方
- ◆年度の初め(4月1日)には年金を受給していなかった方
- ◆年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方
- ◆老齢福祉年金受給者

【納めかた】

納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで収めていただくか、口座振替によって納めていただきます。納期は7月(第1期)～翌年3月(第9期)となります。

※口座振替をご利用すると便利です!

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。(口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。)

■介護保険料を滞納すると(給付制限について)

介護保険料の納め忘れがあると、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わなければいけなくなったり、負担割合が三割になったりするなどのペナルティーが課せられる場合がありますので、納め忘れのないよう、よろしくご願ひ致します。

介護保険料減免についてのお知らせ

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】

下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ②生計の主な収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③生計の主な収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④生計の主な収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤その他、広域連合長が必要と認める者。(生活保護基準に該当する場合)

【介護保険料の減額免除割合】 ※保険料の減額は承認された後、変更されます。

- ①に該当する場合→前年の所得額と損害の程度により、全額から8分の1を減額。
- ②又は③に該当する場合→前年の所得額と所得の減少割合により、2分の1から8分の1を減額。
- ④に該当する場合→前年の所得額と農水産物の損失額(補償額は除く)により、10分の5から10分の9を減額。
- ⑤に該当する場合→保険料の半額。又は第1段階保険料との差額を減額。

【申請に必要なもの】 ○持参していただくもの

- ①に該当する場合→消防署・警察署・保険会社からの罹災証明書等
 - ②に該当する場合→医師の診断書
 - ③に該当する場合→休廃止していることを証明するにたる書類、失業保険受給証明書
 - ④に該当する場合→不作・不漁等については、これを証明するにたる書類
 - ⑤に該当する場合→印鑑(認印可)、年金支給通知書等(年金額が確認できるもの)、被保険者の世帯全員の預金・貯金通帳、有価証券、身体障害者手帳、加入している健康保険証、ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの、資産評価証明書(資産がない場合は無資産証明書。市町村役場にて発行しています。)
- ※提出された書類に不足、不備がある場合、又は、偽りの申請その他不正な行為があった場合には保険料の減免を受けることはできません。



【申請書類提出先】

南風原町役場保健福祉課へ申請を行ってください。

【問い合わせ先】

沖縄県介護保険広域連合
〒904-0197 沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2 ☎098-921-7802(会計課 賦課徴収担当)
南風原町役場保健福祉課 高齢者福祉班 ☎098-889-4416